

特定非営利法人等被災者支援活動費補助金
(被災者支援団体への交通費補助事業) 交付規程

施行：2025年4月16日

(通則)

第1条 特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金（以下、「本補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

2 この規程は、特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金交付要綱（令和7年1月9日府政防第1645号）第4条第1項の規定に基づき、株式会社JTБが、特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金事務局（以下、「事務局」という。）を設置して行う本補助金の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(補助金の目的)

第2条 本補助金は、事務局が、特定非営利活動法人や災害ボランティア団体等の被災者支援団体による被災者支援活動の活性化・充実を図るために、支援に駆け付ける特定非営利活動法人・災害ボランティア団体等の被災者支援団体の交通費の一部を補助するものである。

(補助対象者)

第3条 本補助金に係る申請をする者（以下「補助対象者」という。）は、被災された方々や地域に対する救援、復旧のための支援活動、被災された方々が2次避難をされている地域等で被災者支援活動を行うボランティア団体等であって、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- 一. 国内に活動拠点を有し、被災者支援活動を適格に遂行する組織、人員等を有していること。
- 二. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- 三. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していないこと。
- 四. 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行うおそれがある者ではないこと。
- 五. 団体の基本情報を開示することが可能であること。
- 六. 適切な会計処理及び管理ができる人材が確保できていること。
- 七. 団体が、その活動・事業から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- 八. 本助成に応募することについて団体としての合意・決定が行われていること。
- 九. 活動内容を内閣府防災ホームページ、SNS等により公開することを承諾すること。
- 十. 団体の目的や活動が、特定の政治・宗教を広げることが目的としていないこと、また市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力と関わりがないこと。
- 十一. 本事業の活用のみを目的として設立された団体ではないこと。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる補助事業は、令和6年能登半島地震など、災害救助法が適用され、補助対象期間中にボランティアの受入れが行われている地域で被災者を支援する、次で例示する非営利活動とする。

- 一. 被災地域での緊急支援活動（炊き出し、入浴支援、家屋の片付け、家財道具の運び出し、清掃等）
- 二. 被災者が2次避難をされている地域における生活支援等
- 三. 倒壊した家屋、施設等の片付け、引っ越しの手伝い等
- 四. 避難所、在宅避難などにおける生活支援、見守り、傾聴、相談支援等
- 五. 被災者の健康と衛生に関する活動等
- 六. 一時孤立した地域に対して物資を支援する活動
- 七. その他、被災者の支援に資すると認められる活動

(補助の対象となる経費、補助率及び補助上限額)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業を行うために必要な経費で下表に定める経費とする。

2 補助率及び補助上限額は、下表のとおりとする。

3 補助の対象となる経費は、事業実施期間内において発生した経費とする。

補助対象経費	内容	補助率	補助上限
被災者支援活動を実施するために必要な交通費	出発地（国内に限る）から活動時に拠点とする場所までの往復の交通費 ※ 詳細は事務局が別に定めるものとする。	定額 (10/10)	50万円／件

(電子申請等)

第6条 補助対象者は、原則として、本規程に定める手続きを電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき事務局が定めるものをいう。以下同じ。）により行うこと。

2 事務局は、原則として、本規程に定める手続きを電磁的方法により行う。

3 事務局及び補助対象者は原則として、第2項のとおり電磁的方法により各種手続を行うこととするが、事務局が判断した場合及び令和8年4月以降の手続方法についてはこの限りではない。

4 事務局は第3項のとおり電磁的方法以外による各種手続を行うことができるよう事務局指定様式を定める。

(交付申請)

第7条 交付申請者は、別記様式1による交付申請書を事務局が指定する期日までに事務局が定める書類を添えて提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の交付申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第8条 事務局は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行う。

2 前項の規定に基づく補助金の交付決定を行う場合において、別記様式2により交付申請者に通知するものとする。この場合において、事務局は適正な交付を行うため、必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うことができる。

3 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る第1項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、21日～49日程度とする。

4 事務局は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 事務局は、第2項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 交付決定の通知を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の通知内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、第8条第1項の通知を受けた日から起算して15日以内に、別記様式3による交付申請取下げ書を事務局に提出しなければならない。

(交付の条件)

第10条 事務局は、第8条第1項の規定に基づく補助金の交付を決定する場合において、必要に応じ補助事業者に対し、次の各号に掲げる条件を付することができる。

一、 補助事業者は、法令、交付規程、募集要項及び交付決定の内容並びにこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

- 二. 補助事業者は、事務局が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときに補助金を交付しない場合があることに承諾できること。
- 三. 補助事業者は、事務局が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査を行うおとすときは遅滞なくこれに応ずること。
- 四. 補助事業者は、補助事業終了後、事務局及内閣総理大臣の指示に従い、補助事業の効果等を報告すること。

(計画変更の承認等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式4による変更交付申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一. 事業費の額を増額変更するとき。
 - 二. 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合は除く。
 - イ) 補助事業の達成に支障を来すことなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ロ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - 三. 補助事業の全部若しくは一部を中止または廃止しようとする場合
- 2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 事務局は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を附した場合は、別記様式5により補助事業者に対して交付決定変更の通知をするものとする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに別記様式7による遂行状況報告書を事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了（中止及び廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、事務局が定める期日までに別記様式8による事業実績報告書を事務局に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告をやむを得ない理由により提出できない場合、事務局は期限について猶予することができる。
 - 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条第1項による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式10により補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

- 第15条 事務局は、前項の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助金を支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金の支払を受けようとするときは、事務局に対し別記様式11による精算払請求書を提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 補助事業者は、補助事業完了報告後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式9による消費税等仕入控除税額報告書にて速やかに事務局に報告しなければならない。
- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 前項の当該消費税等仕入控除税額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一. 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程による事務局の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二. 補助事業者又は補助事業が、本規程の規定に適合しない場合
 - 三. 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途や本補助金の目的に反する用途に使用した場合
 - 四. 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
 - 五. 交付決定の後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する見込みがなくなった場合
 - 六. 当該補助事業が、事業実施期間内に終了しなかった場合
 - 七. 当該補助事業を遂行する見込みがなくなった場合
 - 八. 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - 九. 事務局が定める期日までに、実績報告を提出しなかった場合
 - 十. 実績報告時の不備が、事務局の定める期日までに解消できない場合
 - 十一. 補助事業者が事務局の指示に従わなかった場合
 - 十二. 補助金の交付において不適切であると事務局が判断をした場合
- 2 事務局は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じ、加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて延滞金を徴するものとする。

(加算金の計算)

第18条 補助事業者は、前条の規定による返還の命令を受けた場合は、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年利10.95パーセントの割合を乗じて計算した加算金を事務局が指定する方法で納付しなければならない。

- 2 事務局は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 補助事業者は、第17条第2項の規定による返還の命令を受け、同条第4項に規定する返還期限までに納付が無い場合は、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以降の期間に応じ、返還すべき額につき年利10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を事務局が指定する方法で納付しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(補助事業の承継)

第20条 事務局は、補助事業者について、合併又は分割等の法人が実施する事業再編行為により補助事業を実施する者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（第3条で規定する補助対象者の要件を満たす者）が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、別記様式6による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

- 2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(是正のための措置)

第21条 事務局は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを補助事業者に命ずることができる。

- 2 事務局は、本規程に規定する手続きが適切に実施されていないと認めるときは、必要な手続きを取るべきことを補助事業者又は補助事業者の地位を実質的に承継している者に命ずることができる。

（補助事業の経理等）

第22条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止及び廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（暴力団排除に関する誓約）

第23条 補助対象者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、応募申請前に確認しなければならず、応募申請書の提出を以てこれに同意したものとする。

（情報管理及び秘密保持）

第24条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に使用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（中止及び廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（個人情報の保護）

第25条 事務局は、補助対象者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

（その他）

第26条 事務局は、本規程に定められた事項のほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2025年 4月 16日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他の経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上